

日 月 送 受 号 番 先 議 合		厚 生 省 号	
第	第		
号 送 受	号		
月 月	日 日		

甲 乙ノ種類

行政 管理 庁長 官 々々	年 月 日	案 査	大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官	主 査 総 務 局 課 長	起 案	昭 和 31 年 2 月 23 日
					受 付 局 課	月 第
					日 号	日
					(送 付)	月 日

判 決	月 日
合 校	月 日
行 施	月 日

厚生省

合 議 先 番 号 受 送 日		
第 号 送 受	第 号 送 受	第 号 送 受
月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日
<p>厚生省設置法の一部を改正する法律案について <small>別紙に添付した</small> 標記の法律案について、別紙の通り閣下請議致したい のを、あらかじめ同案についての承認を得たく、協議する。</p>		

厚生省設置法の一部を改正する法律案要綱

- 一 厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組すること。
- 二 引揚援護局の次長二人を一人とし、保険局に次長一人を置くこと。
- 三 附属機関である国立予防衛生研究所及び国立衛生試験場の所掌事務を整理すること。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

医務局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条の二に次の一項を加える。

2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。未帰還調査部」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必

要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「稀で、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「公衆衛生局」を「公衆衛生局」を「環境衛生部」に改める。未帰還調査部」に改める。

環境衛生部

附 則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

裏面白紙

理由

未帰還者の調査究明の事務の能率的運営を図るため厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組するとともに、厚生省の次長制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

厚生省発給第九号

昭和三十一年二月二十三日

厚生大臣 小林 英三

行政管理庁長官 殿

厚生省設置法等の一部を改正する
法律案について

別紙に添附した標記の法律案について、閣議請願致したので、
あらかじめ、同案についての承認を得たく、協議する。

行管認第 三三 號

昭和三十一年二月二十七日

厚生大臣 殿

行政管理廳長官



昭和三十一年二月二十三日附審査請求にかかる
厚生省設置法等の一部を改正する法律案は、
承認したから、この旨通知する。

裏面白紙